

つくばみらい市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成29年10月10日（火）午後1時30分から午後2時05分

2. 開催場所 つくばみらい市役所谷和原庁舎3階 全員協議会室

3. 出席者

農業委員（10人）

会 長	6番	齊 藤 常 夫
会長職務代理者	5番	中 山 雅 史
委 員	1番	谷 口 眞 一
委 員	2番	菊 地 典 夫
委 員	3番	豊 島 利 夫
委 員	4番	栗 原 哲
委 員	7番	羽 田 茂
委 員	8番	宮 田 一日出
委 員	9番	飯 泉 秀 夫
委 員	10番	矢 口 剛

農業委員会事務局職員（4人）

事務局長	古 谷 隆 夫
事務局長補佐	石 神 正 夫
主 査	中 山 幹 夫
係 長	大久保慎太郎

4. 欠席委員

なし

5. 傍聴者

なし

6. 議案

議案第1号	農地法第5条の規定による権利の設定，移転の許可について
議案第2号	農地法第3条の規定による所有権移転の許可について
議案第3号	非農地証明発行可否について
議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

報告事項

- ①農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ②農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について

7. 会議の概要

1. 事務局（古谷事務局長）

定刻になりましたので、ただいまから平成29年10月の定例総会を開催いたします。

なお、携帯電話等については、電源を切るか又はマナーモードにさせていただきますようお願いいたします。

それでは、はじめに齊藤会長より皆様にご挨拶申し上げます。

1. 議長（齊藤会長）

10月の定例総会開催にあたり一言ご挨拶申し上げます。

つくばみらい市農業委員会も、今月から権限移譲がされました。この権限移譲に向けまして、事務局は1年半前から準備をしてきました。また、我々農業委員も勉強会や現地確認、書類審査、そして総会での審議など準備をしてきたところであります。こうした1年半に及ぶ準備で、権限移譲の体制は完全に整えることができたと判断しています。

本総会が権限移譲されて最初の総会となりますが、従来にもまして慎重な審議をお願いしたいと思います。

本日の総会は、議案6件、報告事項2件となっています。皆さんの精力的なご審議をお願いしまして、簡単ですが挨拶といたします。

どうぞよろしく申し上げます。

1. 事務局（古谷事務局長）

ありがとうございました。

本日の出席委員は、農業委員10名中10名であります。委員の出席人数が定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は齊藤会長をお願いいたします。

久保係長の6名で実施しました。

受付番号1番，地図は2ページになります。現地は，筒戸にあるつくばエクスプレスの車両基地の北側で，宗教法人敷地前の道路を挟んで西側に位置しております。雑草が生えている状況でした。

申請理由は寺院駐車場整備のための売買，申請地は■■■■字■■■■番■■■，地目は登記，現況とも畑，地積は1，471㎡でございます。

申請地の農地区分は，上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって，容易にこれらの施設の便益を享受することができ，かつ申請地からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設として学校法人開智学園，学校法人沼田学園があることから3種農地と判断いたします。事業計画に関する書面等により，駐車場としての許可要件を満たしていると考えます。

続きまして，受付番号2番，地図は3ページになります。現地は福岡地区の飲食店の北側に位置しておりまして，整地されておりました。

申請理由は自己住宅建築のための贈与，申請地は，■■■■字■■■■番■■■，地目は登記，現況とも畑，地積420㎡でございます。

申請地の農地区分は，住宅等が連たんしており，土地改良事業が行われていない農地規模が10ha未満の区域に位置する農地であるため2種農地と判断いたします。関係法令との調整も行っており，自己住宅建築のための許可要件を満たしていると考えます。

各委員のご審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

1. 議長（齊藤会長）

はい，ありがとうございました。

調査部会の報告が終わりましたので審議いたします。

まず，受付番号1番について，ご意見，ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので，受付番号2番について，ご意見，ご質問のある方は挙手願います。

（挙手あり）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、飯泉委員どうぞ。

1. 飯泉委員

現在の所有者は、こちらの農地をいつごろ取得したのでしょうか。

1. 議 長（齊藤会長）

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局（大久保係長）

はい。平成28年8月の総会で3条案件で許可されておりまして、翌月の2日に売買となっております。

1. 議 長（齊藤会長）

飯泉委員よろしいでしょうか。

1. 飯泉委員

はい、わかりました。

1. 議 長（齊藤会長）

その他にございますか。

ないようですので、採決いたします。一括して採決させていただきます。

議案第1号について、賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございました。

全員賛成により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局（大久保係長）

議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請は1件となっております。

4ページをご覧ください。受付番号1番，申請地は■■■■字■■■■番，地目は登記，現況とも田，面積2，051㎡の自作地，契約内容は売買となっております。農地法第3条第2項各号につきましては，別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。

1. 議長（齊藤会長）

事務局の説明が終わりましたので，調査部会の報告をお願いします。

調査部会1班の7番羽田委員よりお願いいたします。

1. 羽田委員

報告いたします。

10月3日午前9時より書類審査，現地調査を行いました。メンバーは，齊藤会長，中山会長職務代理者，菊地委員と私，事務局から古谷事務局長，大久保係長の計6名です。

議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」，地図は5ページになります。地図の上の方に斜線で囲ってあるのが申請地になります。そのすぐ下にある線は，伊奈東からみらい平地区に通じる現在建設中の道路です。現地は，現在は水田としての利用はされてなく，雑草が生えているような状態でした。

申請者は自作地約371アールを耕作しており，世帯員の常時従事者は1名で，水稲，野菜を作付する農家です。

申請地は，登記現況とも田，1筆2，051㎡で，規模拡大のため売買により譲り受け，水稲を作付する予定です。

申請者については，現在，所有している農地のなかに，周囲の圃場条件等により一部耕作できずに遊休農地化している農地があるとのことですが，今後はこれらの農地を徐々に解消していくと聞いております。

以上のことから，1番については，申請者は農機具等も所有しており，農地法第3条第2項各号には該当しないため，許可要件のすべてを満たしていると考えますので，許可しても差し支えないと思われます。

各委員のご審議をよろしくお願いいたします。

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございました。

調査部会の報告が終わりましたので審議いたします。

議案第2号について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

質疑がないようですので採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。

全員賛成により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、議案第3号「非農地証明発行可否について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

1. 事務局（大久保係長）

はい。議案第3号「非農地証明発行可否について」をご説明いたします。

今月の非農地証明願は1件となっております。

6ページをご覧ください。受付番号1番、申請地は■■■■字■■■■■■■■■■番■■■■，地目は登記，現況とも畑，面積は92㎡となっております。

以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

事務局の説明が終わりましたので、調査部会の報告をお願いします。

調査部会2班の10番矢口委員よりお願いいたします。

1. 矢口委員

書類審査及び現地調査の結果について報告いたします。

10月3日の午後から、齊藤会長、豊島委員、宮田委員と私、事務局からは古谷事務局長、大久保係長の計6名で行いました。

地図は7ページになります。福岡堰土地改良区の近くにある水門公民館への入り口にあたる道路として利用されているところです。

申請地につきましては、昭和59年以前から道路として使用されており、茨城県が発行している農地法関係事務処理の手引き（農地転用関係）に記載されている非農地証明を証明できる範囲に該当すると考えますので、非農地証明を発行しても差し支えないと思われまます。

各委員のご審議をお願いいたします。

以上です。

1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございました。

調査部会の報告が終わりましたので、審議に入ります。

議案第3号について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので、採決いたします。

議案第3号「非農地証明発行可否について」証明書を発行することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございます。

全員賛成により、議案第3号は非農地証明書を発行することに決定いたしました。

1. 議長（齊藤会長）

続きまして、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局（石神事務局長補佐）

それではご説明いたします。8ページをご覧ください。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を総括表によりご説明いたします。

まず、新規案件としまして、田が3筆5,900㎡、合計3筆で5,900㎡です。貸し手が2人、借り手が1人となっております。

続いて、更新案件といたしまして、田が4筆2,462㎡、合計4筆で2,462㎡です。貸し手が2人で借り手が2人となります。総計では、7筆8,362㎡で、貸し手が4人、借り手が3人となります。

詳細につきましては、9ページの一覧表をご参照下さい。

1. 議長（齊藤会長）

説明が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第4号について、ご質問ご意見のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第4号について、賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

全員賛成により、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。資料の(案)を削除願います。

1. 議長（齊藤会長）

続いて、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局（石神事務局長補佐）

それではご説明いたします。10ページをご覧ください。

議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を総括表によりご説明いたします。

新規案件といたしまして、田が17筆で、59,434㎡、畑が7筆で、15,756㎡、合計24筆で、75,190㎡となります。貸手が10人、借手が1団体となります。

詳細につきましては、11、12ページをご参照ください。

1. 議 長（齊藤会長）

説明が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第5号について、ご質問、ご意見のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第5号について、賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

全員賛成により、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。資料の(案)を削除願います。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局（石神事務局長補佐）

それではご説明いたします。13ページをご覧ください。

議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を総括表によりご説明いたします。

新規案件として、田が17筆59,434㎡、畑が7筆で15,756㎡、合計24筆で75,190㎡となっています。地権者が10人で配分を受ける方が7人となります。権利設定開始は平成29年11月1日からとなります。

こちらについては、市から意見を求められているものです。詳細は14ページから15ページをご参照ください。

1. 議 長（齊藤会長）

それでは、審議いたします。

こちらについて、ご質問、ご意見のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第6号について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

全員賛成により、議案第6号は承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

1. 議 長（齊藤会長）

審議事項は以上です。これより報告事項となります。

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局（古谷事務局長）

報告事項 ①「農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」を報告いたします。16ページをご覧ください。

今回、専決処分したものは、2件です。

受付番号1番ですが、陽光台の登記宅地、現況畑の1筆になります。面積は228.58㎡、自己住宅建設のための売買です。

続いて、受付番号2番、申請地は筒戸になります。登記畑、現況雑種地、1筆、264㎡です。こちらも自己住宅建設のための売買になります。

続きまして、報告事項②「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」を報告いたします。議案書は17ページから18ページになります。

今回の合意解約は10件となります。解約の理由ですが、10件中7件は、借り受けていた方が高齢となったために解約するものです。解約後は、所有者自身若しくは別の耕作者が代って耕作することになります。

他の3件については、貸し手が返還を希望したものです。今後は別の耕作者が代って耕作するものが2件、所有者の家族が耕作するものが1件になります。

報告は、以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございました。

以上で本日予定しました議案は、すべて終了しました。

これで、10月定例総会を閉会いたします。